

銀行で保険

加入を考えている方へ！
を勧誘された方へ！

融資と保険がセットに
なっている！と言われた。

保険に加入すれば
融資の金利を優遇する！
と言われた。

銀行から解約し契約を
切替えるよう勧められた！

保険に加入しないと融資を
引揚げる！と匂わされた。

銀行で勧誘された際、
保険と知らずに加入した。

「預金残高が〇〇万円ありますから、
これを△△保険で運用しませんか」
と勧められた！

ご存知ですか？

イエローカード

こんな勧誘は違法の可能性が
あります。

〇〇銀行

◇◇◇BANK

銀行

□〇◇BANK

私たちはお客様を第一に考えた適正な募集活動を推進しています。

社団法人 日本損害保険代理業協会

こんな勧誘は違法の可能性があります。

一般の損害保険代理店とは異なり、保険契約者の利益を守るために、法律等により特別に規制されており、禁止されている行為が定められています。

「融資と保険がセットになっている!」と言われた。
 「ローン利用は保険加入が条件!」と説明された。
 「保険に加入すれば融資の金利を優遇する!」と言われた。
 「保険に加入しないと融資を引揚げる!」と匂わされた。
融資を申込んだら保険の話しをされた!

☞ 銀行が融資を行う際に抱き合わせ販売で保険加入を強要したり、優越的な立場を利用して保険募集を行うことは禁止されています。



銀行で勧誘された際、保険と知らずに加入した。

☞ 銀行にはお客様が「定期預金や外貨建預金などを購入した」と誤認しないようお客様に十分説明しなければなりません。



借入先の銀行から我社の社員が保険を勧められた!

☞ 銀行が事業資金の融資先の代表者や従業員に保険募集を行うことは禁止されています。



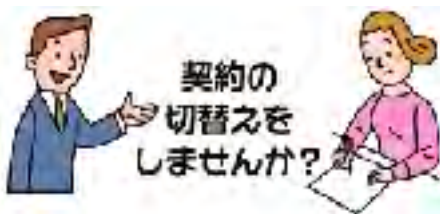
「預金残高が〇〇万円ありますから、これを△△保険で運用しませんか」と勧められた!
 「定期預金が満期になるので積立型の保険に加入しませんか」とのダイレクトメールが届いた!

☞ お客様の事前の同意なしに、銀行業務で入手したお客様の非公開情報(個人の預金残高など)を利用して保険募集を行うことは禁止されています。



銀行から中途解約し契約を切替えるよう勧められた!

☞ お客様に中途解約の不利益を説明せずに不当に乗換募集を行うことは禁止されています。



融資担当者から保険を勧められた!

☞ 銀行で事業新規の貸付業務を行う担当者が保険募集を行うことは禁止されています。



銀行の融資審査期間中に保険を勧められた! (除 住宅ローン)

☞ お客様がその銀行で融資の申込みを行っていることを知りながら保険募集を行うことは禁止されています。



“おかしいな”と思ったら…

社団法人 日本損害保険代理業協会

フリーダイヤル **0120-165-155** へご連絡ください。

